

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

第1項 洪水を安全に流下させるための対応

本計画では、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、神通川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、神通川では、戦後最大規模の洪水である平成16年10月洪水と同規模の洪水（神通大橋地点：6,700m³/s）に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図ることが可能となります。

井田川では、戦後最大規模の洪水である平成2年9月洪水と同規模の洪水（高田橋地点：1,450m³/s）に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図ることが可能となります。

熊野川では、戦後最大規模の洪水である昭和54年10月洪水と同規模の洪水（八幡橋地点：700m³/s）に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図ることが可能となります。

第2項 堤防等の安全性確保のための対応

急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーに対する堤防の安全性を確保するため、堤防及び河岸の侵食対策、河床の洗掘対策等の急流河川対策を実施し、侵食等による堤防の決壊の防止を図ります。また、堤防の浸透等に対する質的な安全性の確保を図ります。

第3項 地震・津波への対応

地震対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査した上で、必要に応じた耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

津波対策については、海岸管理者である富山県による施設計画上の津波の設定状況を踏まえて神通川における計画津波に対して、必要な堤防高を確保することにより海岸における防御と一体となって浸水被害の防止を図ります。

第4項 内水被害への対応

内水氾濫の発生に対し、関係機関と連携して、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

第5項 減災の取り組み

計画規模を上回る洪水や整備途上における施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携し、迅速かつ確実な避難や的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮した地域づくりの促進等を図り、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進します。

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

神通川水系河川整備基本方針に定めた流水の正常な機能を維持するための流量を確保することとし、その流量は河川流況、水利使用、生物の生息・生育・繁殖環境等を考慮し、神通大橋地点において、概ね $41\text{m}^3/\text{s}$ とします。なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減します。

支川や支川合流点上流においても河川環境の保全及び河川水の安定した利用が図られるよう努めます。

渇水時には、関係水利使用者等と的確に情報共有を行い、渇水による被害の軽減が図られるよう努めます。

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第1項 生物の生息・生育・繁殖環境

神通川水系河川整備基本方針に沿って、河川全体の自然の営みを視野に入れ、神通川が本来有している瀬や淵、砂礫河原、ワンド・湧水・細流等の環境の保全及び創出に努めます。河川の上流から下流、本支川を移動し、瀬や深い淵といった神通川本来の自然環境のもとで生息・繁殖している魚類等の多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全及び再生を図ります。

河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保により良好な河川環境が保全及び創出されるよう努めます。

神通川で確認されている特定外来生物については、関係機関と連携して拡大の防止及び新たな特定外来生物の移入の回避に努めます。

第2項 水質

継続的な水質モニタリング及び関係機関との連携を図りながら、適切な監視体制を確保し、良好な水質の維持を図ります。

第3項 良好な景観の維持・形成

流域内の多様な自然景観や人々の生活の様々な営みを支えてきた神通川特有の河川景観の保全に努めるとともに、地域の歴史・文化・風土にも配慮しながら、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持及び形成が図られるよう努めます。

第4項 人と河川との豊かなふれあいの確保

地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた神通川の恵みを活かしつつ、活力ある地域づくりに資するよう、適正かつ安全で快適な河川敷地の多様な利用がなされるよう努めるとともに、河川とのふれあいの場、憩いの場としての整備・保全を図ります。

神通川の有する教育・文化的な価値を活かした防災・環境学習等への支援、地域住民や地方公共団体・河川協力団体・NPO等との連携による住民参加型の河川管理を推進します。